

基本情報

令和3年1月19日更新

案件名: 尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画の策定について

局課名: 総合政策局 協働部 ダイバーシティ推進課

現状	<p>本市では、「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現をめざして、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向け、総合的かつ効果的な人権教育や啓発活動を推進していくために、平成13年に「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」(以下「現計画」という。)を策定し、平成22年度に改訂を行い、様々な人権問題に対して、啓発活動などの事業を推進してきた。</p> <p>さらに、令和2年3月には、一人ひとりがかげがえのない尊い存在であることが認められ、尊重されるまちにしていくため、人権についての基本理念を示す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」(以下「条例」という。)を制定し、人権施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定する旨を規定した。</p> <p>現計画の期間が令和2年度をもって終了することから、次期計画として令和3年度から令和12年度までを期間とする「人権文化いきづくまちづくり計画」を条例に基づき策定する。</p>
問題点、課題	<p>条例に基づき、誰もが人権を侵害されず、暮らしやすいと実感することができるまちにするため、これまでの取組内容を振り返り、課題を整理するとともに、平成30年度に実施した「人権についての市民意識調査」や「人権についての職員アンケート」の調査結果も踏まえ次期計画を策定する必要がある。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<ul style="list-style-type: none">・本市でのこれまでの人権問題にかかる取組を踏まえ、人権を取巻く社会環境の変化やますます多様化する人権問題に的確に対応するために、人権施策の進むべき方向性や計画の評価手法に関する協議を行い素案を作成する。・平成30年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果と前回調査(平成19年実施)を比較することで、市民意識の変化を把握するなど、次期計画策定にあたっての基礎資料とする。・平成28年度に施行された差別解消に関する3つの法律「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」や性的マイノリティ(少数者)等の新たな人権問題にも留意し、次期計画の策定に取り組む。・策定にあたっては、学識経験者・関係団体・市議会議員で構成され、条例に基づき設置される「尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会」において審議を行い、検討を進める。